

記 者 発 表 (資 料 配 付)				
月・日(曜)	担当課(室) 班 名	T E L	発表者名 (担当主幹名)	その他の発表先 配布先
4月5日(木)	特別支援教育課 教育推進班	078-362-3774 (内線 5726)	小俵 千智 (足立 延也)	なし

平成 30 年度 県立高等学校における通級による指導にかかる実践研究について

特別支援教育課
高 校 教 育 課

平成 30 年度から新しく制度化される高等学校における通級による指導について、本県では文部科学省の委託により、次のとおり実践研究を実施することとする。

- 1 下表の 9 校に担当教員を加配し、通級による指導にかかる実践研究を実施する。
- 2 実践研究校では、生徒の自己理解を深め、自立した社会生活を目指す自立活動の指導内容や、学校の特色と生徒の教育的ニーズに応じた特別の教育課程の編成を研究し、県内の高等学校に研究成果を普及させることで、高等学校における特別支援教育を推進する。

学校名	課程・学科
県立宝塚西高等学校	全日制普通科
県立西宮香風高等学校	多部制単位制普通科
県立阪神昆陽高等学校	多部制単位制普通科
県立氷上西高等学校	全日制普通科
県立篠山産業高等学校	全日制農業科・工業科・商業科
県立西脇北高等学校	多部制単位制普通科
県立伊和高等学校	全日制普通科
県立村岡高等学校	全日制普通科
県立但馬農業高等学校	全日制農業科

<参考>

1 制度化の趣旨

(1) 通級による指導とは

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき、通常の学級に在籍する障害のある生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を、自校、あるいは他校の「通級指導教室」といった特別の場で受けることのできる、特別支援教育の一つの形態のこと。

(2) 趣旨

小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒数の増加や、インクルーシブ教育システム構築の必要性を踏まえ、高等学校においても、通級による指導を導入する必要性が指摘され、制度化に至った。

2 制度の概要

(1) 対象となる生徒

高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるもの。

(2) 特別の教育課程の編成

当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

(3) 単位認定

年間 7 単位を超えない範囲で通級による指導で修得した単位数を、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。